

浅口市条件付き一般競争入札試行取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浅口市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）以外の請負契約（以下「業務」という。）に係る条件付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を試行的に実施する場合の方法について、浅口市財務規則（平成18年浅口市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「条件付き一般競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）以下「令」という。）第167条の5の2の規定により、契約毎に一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定めて行う一般競争入札をいう。

(入札の公告)

第3条 一般競争入札を実施する場合は、規則第99条の規定により公告するほか、公告の徹底を図るため、市ホームページへの掲載その他の方法により周知するものとする。

(入札参加資格)

第4条 入札参加資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成19年浅口市告示第65号）に基づく指名停止措置を当該公告日から入札（開札）日まで受けていないこと。

(3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(4) 当該業務に必要とされる資格者等について、市長が定める基準を満たすこと。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格要件を定めることができる。

(入札参加資格確認申請)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、公告した期日までに提出するものとする。

2 前項において、必要があると認められる場合は、申請書と合わせて、参加資格の確認のために必要な書類（以下「添付書類」という。）を提出させることができるものとする。

(入札参加資格の審査)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、公告に示す入札参加資格に基づき、参加資格の有無の確認を行い、参加資格があると認めた者に対しては、一般競争入札参加資格適格通知書（様式第2号。以下「適格通知書」という。）により、また、参加資格がないと認めた者（以下「不適格者」という。）に対しては、その理由を付して一般競争入札参加資格不適格通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 不適格者は、所定の期間内に市長に対して書面を提出して、参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

3 市長は、前項の規定に基づく書面の提出があったときは、当該書面に記載された事項に関して審査し、その結果を不適格者に対して文書により回答するものとする。

(入札書の提出方法等)

第 7 条 入札書の提出は、市長が定める場合を除き、浅口市郵便入札実施要綱（平成 28 年浅口市告示第 70 号、以下「郵便入札実施要綱」という。）により行うものとする。

(開札)

第 8 条 開札は、郵便入札実施要綱に定める方法で行うものとする。

(落札者の決定)

第 9 条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の申込みをした者が 2 人以上あるときは、落札決定を保留したうえで、改めて当該入札参加者に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札結果の通知)

第 10 条 市長は、前条の規定により落札者を決定したときは、入札書を提出した者に対して、入札結果を通知するものとする。

(入札結果の公表)

第 11 条 市長は、落札者を決定したときは、浅口市建設工事等に係る公表事務取扱要領により、公表するものとする。

(入札執行の延期、中止、取消し)

第 12 条 市長は、一般競争入札において、事故が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札執行の延期及び中止又は入札執行の取消しをすることができる。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 26 年 6 月 2 日から実施する。

(経過措置)

この要領の施行の日の前日までに、浅口市財務規則第 99 条の規定により、一般競争入札を実施する旨の公告をした入札案件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から実施する。

(経過措置)

この要領の施行の日の前日までに、浅口市財務規則第 99 条の規定により、一般競争入札を実施する旨の公告をした入札案件については、なお従前の例による。